

ノアサポートセンターお役立ち情報 <Vol.31>



今回のお役立ち情報は・・・

よくお問合せいただく、在宅や介護に関するレセプトエラーをピックアップし、エラーの対処方法についてご案内いたします。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。掲載しているシステムの画面イメージは V7 のものですが、V6 でも操作は同様です。

ノアメディカルシステム(株)製品をご利用のお客様向けの情報提供です。患者様への配布や、弊社ユーザー様以外の医療機関関係者のご使用は固くお断りさせていただきます。

在宅・介護のレセプトエラーの対処方法（よくあるお問い合わせ）

1. レセプトデータ作成でのエラーについて(医保レセプト)

よくお問合せいただく、在宅関連のレセプトエラーの原因と、その対処方法をご説明します。

メニュー 請求業務 → レセプトデータ作成

- ワンポイント ● レセプトエラーの詳細に【確認】とついているエラーは、ご確認のうえ間違いなければ無視してください。
● エラーによっては、年月日「(○.○.○)」や年月「(○.○)」などエラー対象となる処方が記載されますので、該当処方を入力内容をご確認ください。

① 在宅患者訪問薬剤管理指導料が複数算定されていますが、必要な摘要が登録されていません。

原因：月 2 回以上、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する場合、**各訪問日ごと**に訪問指導年月日の摘要入力が必要ですが、未登録の処方が存在する場合にエラーとなります。

対処：該当処方の摘要入力を表示し、摘要区分「在宅患者訪問薬剤管理指導料」より下記の摘要を選択し、訪問指導年月日を入力してください。

摘要区分	項番	グループ	摘要
在宅患者訪問薬剤管理指導料	1	1	訪問指導年月日（在宅患者訪問薬剤管理指導料）

② 【確認】在宅患者訪問薬剤管理指導料（1 人）が算定されていますが、必要な摘要が登録されていません。

原因：単一建物の訪問対象患者が 2 人以上の場合でも、一定の条件を満たすと特例で在宅患者訪問薬剤管理指導料(1 人)の算定が可能ですが、摘要入力が必要です。未登録の処方が存在する場合にエラーとなります。

対処：特例で在宅患者訪問薬剤管理指導料(1 人)を算定した場合、該当処方の摘要入力を表示し、摘要区分「在宅患者訪問薬剤管理指導料」より、該当する摘要を選択してください。

※単一建物内の算定患者が実際に 1 人の場合は上記の選択は不要です。エラーは無視してください。

摘要区分	項番	グループ	摘要
在宅患者訪問薬剤管理指導料	3	3	同居する同一世帯が2人以上
	4	3	訪問薬剤管理指導を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下
	5	3	当該建築物戸数が20戸未満で訪問薬剤管理指導を行う患者が2人以下
	6	3	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所

③ 【確認】在宅訪問管理指導料の算定が、月 4 回を超えています。

原因：在宅患者訪問薬剤管理指導料は、通常月 4 回(中 6 日)まで算定のため、月に 4 回以上算定している場合に、エラーとなります。

対処：通常の算定患者様は月 4 回(中 6 日)までの算定に訂正してください。

※「末期の悪性腫瘍の患者」、「注射による麻薬の投与が必要な患者」、「中心静脈栄養法の対象患者」は、月 8 回(週 2 回)まで算定可能です。月 8 回(週 2 回)まで算定可能な患者様は、エラーは無視してください。

④ 【確認】同月内に複数の病院から処方があります。摘要欄の訪問日を確認してください。

原因：介護会計で居宅療養管理指導費または介護予防療養管理指導費を算定した場合、「訪問指導を行った日」と、「当該請求月の最終算定時の要支援度または要介護度」が、医保レセプト摘要欄に自動引用されますが、同月内に複数の病院から処方がある場合にエラーとなります。（設定によっては自動で引用されない場合もございます）

対処：●複数の病院から処方があり、その中に訪問対象外の病院がある場合

レセプト摘要欄に記載される介護訪問日・要介護度をクリアする必要があります。

- ①システムメニュー「F3 請求業務」→「レセプト出力切替処理」を開きます。
- ②F5 抽出→該当患者を選択し F8 表示を押下します。
- ③病院コード等を参照し、訪問対象外の病院行を選択して F8 介護摘要クリアを押下し、「介護回数を 0 に変更しますか？」は「する(+)」を選択します。
- ④「介」欄が「0」になったことを確認し F9 更新を押下します。

※レセプトデータ作成を再実行すると、設定が元に戻りますので、ご注意ください。

●複数の病院から処方があり、それぞれ訪問日が異なる場合

それぞれの病院ごとに訪問指導年月日および要介護度が正しく出力されるように訂正が必要です。

※複数の病院で訪問日が同じ場合は、エラーは無視してください。

- ①システムメニュー「F3 請求業務」→「レセプト出力切替処理」を開きます。
- ②F5 抽出→該当患者を選択し F8 表示を押下します。
病院コード等を参照し、訂正する病院行を選択して F10 介護摘要を押下します。
「介護摘要入力」画面で、必要に応じて訪問指導年月日および要介護度を訂正し F9 更新を押下します。
それぞれの病院ごとに操作が必要です。
- ③「レセプト出力切替処理」画面に戻ったら、再度 F9 更新を押下します。

※レセプトデータ作成を再実行すると、設定が元に戻りますので、ご注意ください。

図 1 介護摘要入力



ワンポイント

摘要入力に直接、入力することも可能です。その場合、摘要入力が優先されます。

直接入力する際は、下記の点をご確認ください。

- 「訪問指導年月日」は、全ての訪問日について記載が必要となります。（1度に複数日の入力が可能です）
- 「要支援度または要介護度」は、「最終算定時の要支援度または要介護度」の記載が必要となりますので、同月の最終算定時の「要支援度」または「要介護度」を 1 回だけ選択いただければ問題ありません。

⑤ 居宅訪問指導を行った日または要介護度のうち、どちらか片方の摘要が登録されていません。

原因：介護会計で居宅療養管理指導費または介護予防療養管理指導費を算定した場合、「訪問指導を行った日」と、「当該請求月の最終算定時の要支援度または要介護度」を手入力した場合に、いずれか片方が未入力だとエラーとなります。

対処：摘要入力を表示し、摘要区分「居宅訪問指導を行った日・要介護度」より、④のエラーの対処に記載しております。

[グループ 1]訪問指導年月日の入力と、[グループ 2]要支援度または要介護度の選択を実施してください。

⑥ 【確認】在宅訪問管理指導料と他の薬学管理料を同時算定しています。

原因：在宅患者訪問薬剤管理指導料または在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と、服薬管理指導料またはかかりつけ薬剤師指導料を同時算定している場合にエラーとなります。

対処：同時算定不可ですので、算定内容をご確認のうえ、訂正してください。

⑦ 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 1(残薬以外)が算定されていますが、必要な摘要が登録されていません。

原因：在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 1(残薬以外)を算定した場合、摘要入力が必要ですが、未登録の処方が存在する場合にエラーとなります。

対処：該当処方の摘要入力を表示し、摘要区分「在宅重複相互 1(残薬以外)」より、該当する摘要を選択してください。
「その他薬学的観点から必要と認める事項」を選択する場合は、選択後に表示される内容欄にその理由を入力してください。

摘要区分	項番	グループ	摘要
在宅重複相互 1(残薬以外)	1	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：同種・同効の併用薬と重複投薬
	2	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：併用薬・飲食物等との相互作用
	3	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：過去のアレルギー歴、副作用歴
	4	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：年齢や体重による影響
	5	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：肝機能、腎機能等による影響
	6	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：授乳・妊婦への影響
	7	1	内容(在宅重複投薬・相互作用等防止管理料)：その他薬学的観点から必要と認める事項

2. 介護レセプトデータ作成でのエラーについて(介護レセプト)

よくお問合せいただく、介護関連のレセプトエラーの原因と、その対処方法をご説明します。

メニュー 介護業務 → 請求関連 → 介護レセプトデータ作成

① 複数の介護保険を使用している

原因：介護会計で、同月に複数の介護保険を使用している患者様でエラーとなります。

対処：介護会計より適用している介護保険をご確認頂き、適用に誤りがある場合は、正しい介護保険に訂正してください。



＜月の途中で介護保険証が変わった場合＞

- 他の市区町村への引越し等で、月途中で介護保険証の保険証番号が変わった場合は、サービス実施日(訪問日)時点で有効な介護保険を使用します。

保険証の切り替え前後に訪問があった場合は、複数の介護保険を使用することになりますので、エラーは無視してください。

- 介護の保険番号・被保険番号は同じだが、月途中で要支援度もしくは要介護度のみ変更になった場合

■[要支援]⇒[要支援]、[要介護]⇒[要介護]への変更の場合は、その月は全て新しい要支援度もしくは要介護度の介護保険を使用します。

当該月は全て新しい介護度の保険で入力してください。(新しい介護度の有効期限は該当月初日に変更してください)

■[要支援]⇒[要介護]、[要介護]⇒[要支援]への変更の場合は、その月はサービス実施日(訪問日)時点で有効な介護保険を使用します。

保険証の切り替え前後に訪問がある場合は、複数の介護保険を使用することになりますので、エラーは無視してください。

＜月の途中で公費の取得または喪失がある場合＞

- 介護の保険番号・被保険番号は同じ場合は、公費を設定している介護保険を使用します。

当該月は全て公費ありの介護保険を使用し、介護会計のサービス実施日の公費欄へ「0:通常」または「1:公費①」を設定してください。

② 複数サービスが混在

原因：介護会計で同月に複数回、居宅療養管理指導費もしくは介護予防療養管理指導費の算定があり、サービス実施日（訪問日）ごとに算定したサービスが異なる場合にエラーとなります。

対処：介護会計で算定しているサービス内容をご確認いただき、算定に誤りがあればサービスを訂正してください。

＜月の途中で訪問先が変わった場合＞

- 自宅→施設、施設→別の施設など訪問先が変わった場合は、それぞれの訪問先の算定人数で算定となります。訪問先の変更前後で算定するサービス内容が変わった場合は、エラーは無視してください。

＜月の途中で算定人数が増減した場合＞

ワンポイント



- 当月に居宅療養管理指導を実施する予定の利用者については、**当初の予定人数に応じた**サービスにより算定します。
- 当月に転居してきた利用者については、当該転居してきた利用者を含めた、転居時点における居宅療養管理指導を実施する**全利用者に応じた**サービスにより算定します。

（例）

月途中で当該施設の算定患者が「9人」→「10人」に増えた場合	当該施設に入所中の患者 転居してきた患者	当月は、サービス「2～9人」で算定 当月から、サービス「10人～」で算定
月途中で当該施設の算定患者が「10人」→「9人」に減った場合	当該施設に入所中の患者	当月は、サービス「10人～」で算定

③ サービス開始日無し

原因：初めて居宅療養管理指導費もしくは介護予防療養管理指導費を算定した月に限り、サービス開始日の入力が必要です。未入力の場合にエラーとなります。

対処：介護会計のサービス開始日欄に、初回訪問日を入力ください。

（例）令和6年8月10日が初回訪問日（初回居宅算定日）の場合
サービス開始日欄に「令和6年08月10日」と登録してください。

ワンポイント



- システム移行に伴い、既に他社システムや手書きレセプト等で居宅療養管理指導費もしくは介護予防療養管理指導費を、請求したことがある患者様も同エラーが発生します。
一度でも請求したことがある患者様は、エラーは無視してください。

図2 介護会計

本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為ルールの解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールの存在」等により内容の正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。予めご了承ください。



■ 本件についてのお問合せ先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL : 092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。（カスタマーサイトのホーム画面下部よりダウンロードいただけます）